

平成 2 0 年 8 月 8 日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日付け高福保第 1 1 3 号および平成 1 9 年 1 月 9 日付け高人第 2 7 7 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、公開請求が同一であることから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の 1 0 件である。

- （1） 高松市長から日本テレビあての平成 1 8 年 2 月 8 日付け高福保 1 1 3 号の抗議文
- （2） 香川大学助教授から市長あての同年 2 月 2 1 日付けの申し入れ
- （3） 日本テレビから高松市長あての同年 2 月 2 7 日付けの回答文書
- （4） 高松市長から日本テレビあての同年 3 月 3 1 日付け高福保 1 4 4 号の要望書
- （5） 全国生活保護裁判連絡会から高松市長あての同年 4 月 2 8 日付けの申入書
- （6） 高松市長から全国生活保護裁判連絡会あての同年 6 月 1 日付け高福保 2 6 号文書

- (7) 全国生活保護裁判連絡会から高松市長あての同年7月6日付の再度の申入書
- (8) 高松市長から香川県警察本部長あての同年2月10日付高人5060号文書
- (9) 香川県警察本部長から高松市長あての同年3月7日付香人事111号文書
- (10) 同年4月1日調印の派遣職員の取扱いに関する覚書

対象行政文書について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成18年11月30日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、それぞれ12月6日および12日に公開および一部公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月19日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 請求の対象となった事務・事業の概要

【対象行政文書 1－(1)～(7)について】

平成18年1月16日に西日本放送(株)テレビ放送した日本テレビ放送網(株)制作の番組「NNN ドキュメント ‘06 ニッポン貧困社会～生活保護は助けない～」に対し、生活保護行政の事実を歪曲する偏見に満ちた番組であり、視聴者を誤解させるに留まらず、本市の信用・信頼を大きく失墜させたものとして、本市が日本テレビ放送網(株)取締役社長および報道局長に抗議文を送付したものである。

その抗議文について平成18年2月27日に日本テレビ放送網から回答があり、それに対して平成18年3月31日に日本テレビ放送網あて要望書を送付した。

また、平成18年2月21日香川大学助教授から高松市長あてに「『抗議文』に抗議し今後の高松市生活保護行政の改善を求める」申入れがあった。

さらに、平成18年4月28日全国生活保護裁判連絡会から高松市長あてに「警察官・刑務官の生活保護面接窓口配置は適法か」等の申入れがあり、それに対して平成18年6月1日に回答したが、平成18年7月10日当連絡会から再度の申入れがあったもの。

【対象行政文書 1－(8)～(10)について】

本件請求対象行政文書は、本市と香川県警において、職員の派遣に関して交わされたものである。記載内容は、職員派遣の依頼、派遣職員の氏名および香川県警における履歴情報等が記載されている。

(2) 一部公開（非公開部分）について

対象行政文書 1－(1)のうち、保護申請に至った経緯については、当該情報に含まれるいくつかの記述が組み合わされることにより、特定の個人を識別するおそれが無いとはいえないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条1

号に該当し非公開が相当である。

対象行政文書 1－（2）のうち、身分の表記、氏名が記載されている部分については、特定の個人を識別することができること、また印影については公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれが無いとはいえないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

対象行政文書 1－（3）のうち、印影については公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれが無いとはいえないこと、および保護申請に至った経緯については、当該情報に含まれるいくつかの記述が組み合わせられることにより、特定の個人を識別するおそれがあることから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例 7 条 1 号に該当し非公開が相当である。

対象行政文書 1－（5）および（7）のうち、事業を営む個人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれが無いとはいえないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例 7 条 2 号に該当し非公開が相当である。

対象行政文書 1－（8）のうち、今後の派遣に関する部分については、本件行政文書は本市のみならず、県警本部の人事管理にも関わる内容が記載されたものであり、今後の人事交流の内容が公になると、公正かつ円滑な県警との人事交流に、支障を及ぼすおそれがあるため、条例 7 条 5 号エに該当し非公開としたものである。

対象行政文書 1－（9）のうち、身上関係書類（勤務実績報告書および昇給経過表）については、派遣職員に関する香川県警における履歴情報であり、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ、市における職務の遂行に係る情報ではないこと、また、市への出向期間である 2 年を経過すると香川県警に引き続き任用されるので、県警に

おける職務遂行上，個人の権利利益を害するおそれがあるものと判断されること，さらに，県警においては非公開情報として取り扱われており，公開することで，今後の県警本部との間の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと判断されるため，条例第7条1号および5号エに該当し非公開としたものである。

5 審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

本件対象行政文書は，「高松市の生活保護行政についての日本テレビ放送網（株）が放送したテレビ番組について，事実と異なる主旨で高松市が抗議した一連の文書」および「香川県警察本部から高松市への派遣職員に関するもの」であり，行政文書自体は，請求人が具体的に特定しているため，特定作業における錯誤はないと判断される。当時の決定においては，全部公開したものと一部公開したものがあり，一部公開行政文書の非公開部分について検討する。

（１） 個人の印影について

個人の印影については，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるため条例7条1号に該当し，実施機関が非公開とした処分は相当である。法人および事業を営む個人の印影については，公表すべき合理的理由および必要性はなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから，これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断するから，条例7条2号に該当するものとして，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（２） 保護申請に至った経緯，肩書，氏名について

特定の個人を識別することができるものであるため条例7条1号に該当し，実施機関が非公開とした処分は相当である。

（３） 今後の派遣に関する部分について

実施機関の説明によると，対象行政文書中の覚書中の当該部分は，高松市および県警本部の人事管理に関わる内容であり，条例7条5号エに

よる非公開理由は相当である。

(4) 勤務実績報告書および昇給経過表などの身上関係書類について

当該職員の職務遂行の内容に関する情報ではなく、当該職員の個人に関する情報であるためみだりに公開されるべきものではない。また、氏名については、県において警部補以下の氏名については公開しないことと定めているため条例7条6号の該当性もあることから非公開相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年12月26日 (高福保第113号)	諮問書受付
平成19年1月9日 (高人第277号)	
平成20年3月28日 (高人第277号に係るもの)	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年5月1日 (高福保第113号に係るもの)	
平成20年5月30日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申